

概要（事前分析表のポイント）

施策目標 I - 3 - 2

医療安全確保対策の推進を図ること

【概要】令和4年度事前分析表（施策目標I-3-2）

基本目標I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3：医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策目標2：医療安全確保対策の推進を図ること

現状（背景）

1. 医療事故等の状況

- 1) 2021(令和3)年の医療事故調査制度における医療事故発生報告件数は317件である。
- 2) 2021(令和3)年の医療事故情報収集等事業における事故等事案の報告件数は5,243件である。

2. 原因究明と再発防止

- 1) 病院等の医療安全管理体制
- 2) 医療事故情報収集等事業
- 3) 医療事故調査制度
- 4) 産科医療補償制度

3. 医療安全の推進のための取組

- 1) 診療報酬制度による評価
- 2) 医療安全支援センター

課題

医療事故を防ぎ、安全に医療が提供される体制を確保するとともに、医療事故が発生した際にその原因を究明し、再発防止に役立てていくことが必要

達成目標1

医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止

達成目標2

医療の安全確保のための体制整備

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 医療事故情報収集等事業における公開データ検索、医療安全情報、報告書・年報のWebアクセス件数（アウトプット）**
- 2 産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数（アウトプット）**

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 6 「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合（アウトプット）
- 7 医療安全支援センターへの相談件数（アウトプット）**
- 8 院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数の割合（アウトプット）
- 9 病院の立入検査における検査項目（事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策）の遵守率（アウトプット）

【参考指標】

- 3 医療事故調査制度における医療事故発生報告件数（アウトカム）
- 4 医療事故情報収集等事業における医療事故報告件数（アウトカム）
- 5 産科医療補償制度における補償対象件数（アウトカム）

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

1

施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。

（注1） 課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

2

課題に対応した達成目標を設定できているか。

3

施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。

（注2） 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

4

達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。

5

測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。

（注3） 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。

6

測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。

7

当該年度の目標値が記載されているか。

8

目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。

9

指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。

10

目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

11

測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。

12

達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

医療事故情報収集等事業

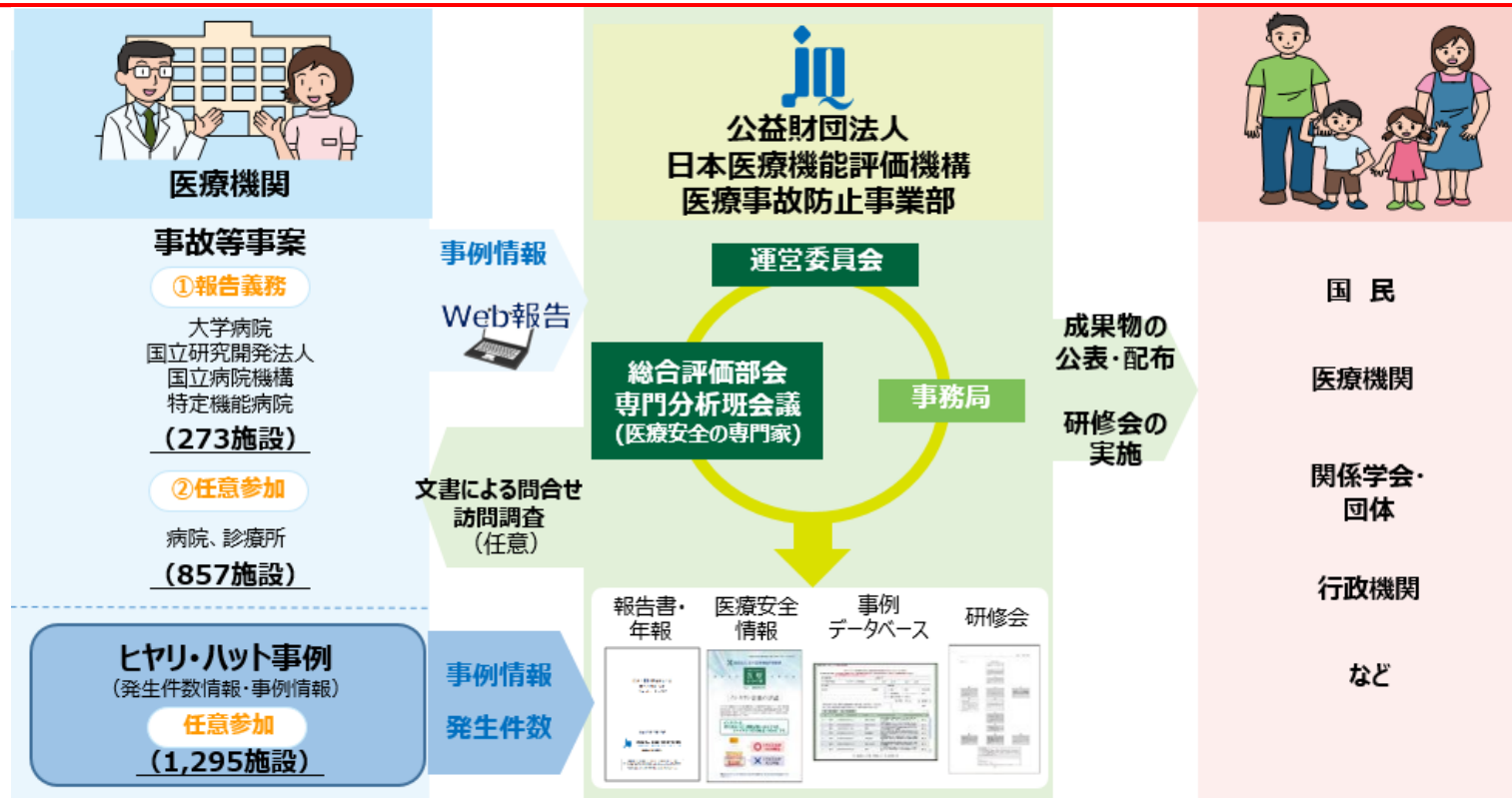
令和4年度予算額（令和3年度予算額）：93,748千円（93,748千円）

○事業の目的

医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析の上提供することにより、医療安全対策に有用な情報を医療機関に広く共有するとともに、国民に対して情報を公開することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。

○事業の流れ

報告された事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成しています。それらは、報告された事例と共に、ホームページで公開しています。また、事例の報告の質を高めていただくことを目的として、参加医療機関を対象に研修会を開催しています。



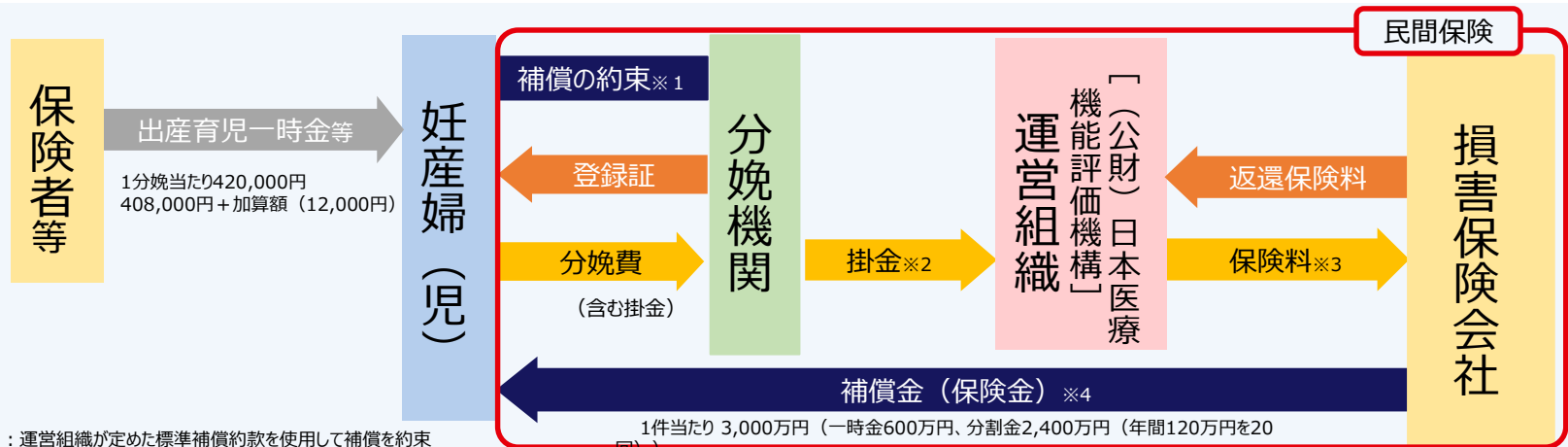
※施設数は令和3年12月31日現在

産科医療補償制度について

令和4年度予算額（令和3年度予算額）：105,891千円（100,581千円）

産科医療補償制度は、2009年1月より、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した脳性麻痺児に対する救済及び紛争の早期解決を図るとともに、原因分析を通じて産科医療の質の向上を図ることを目的として創設された。

〈補償の機能〉



※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2：制度創設当初は30,000円、2015年以降は16,000円、2022年以降は12,000円(1分娩当たり)

※3：制度創設当初は29,900円、2015年以降は24,000円、2022年以降は22,000円(1分娩当たり)

※4：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる

〈原因分析・再発防止の機能〉

原因分析

医学的観点から原因分析を行い、報告書を作成し、児・保護者と分娩機関に送付

事例情報の蓄積

再発防止

複数事例の分析から、再発防止策等を提言

広く一般に公表

**産科医療の
質の向上**

医療事故調査の流れについて

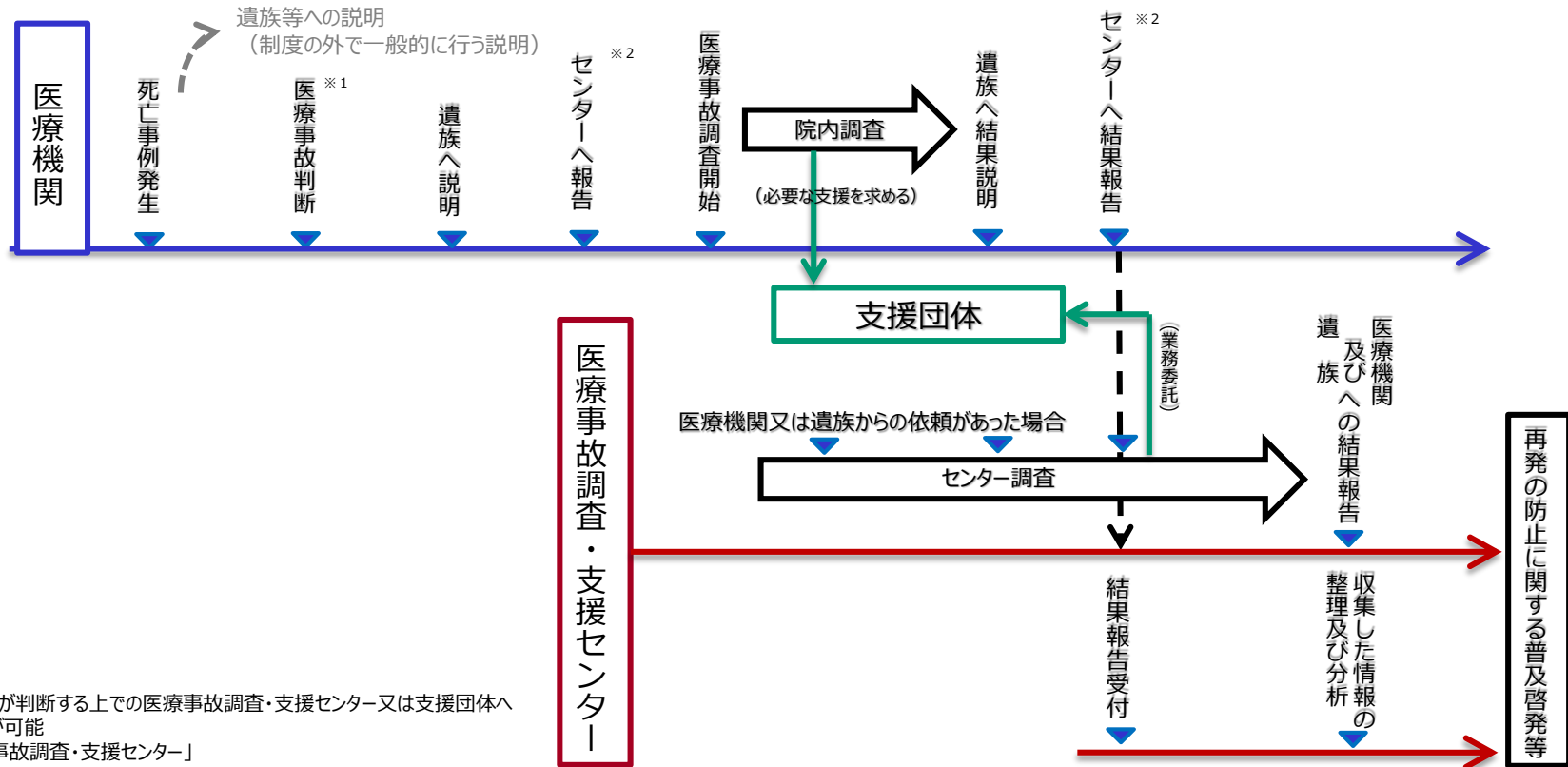
令和4年度予算額（令和3年度予算額）：753,934千円（753,934千円）

○ 医療事故の定義

対象となる医療事故は、「医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの」である。

○ 本制度における調査の流れ

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、**遺族への説明**、医療事故調査・支援センター（※）へ**報告**、必要な**調査の実施**、調査結果について**遺族への説明及びセンターへの報告**を行う。
- **医療機関又は遺族から調査の依頼**があったものについて、**センターが調査**を行い、その結果を**医療機関及び遺族への報告**を行う。
- センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る**整理・分析**を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。
※(1)医療機関への支援、(2)院内調査結果の整理・分析、(3)遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、(4)再発の防止に関する普及啓発、(5)医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実に**新たな民間組織を指定**。



※1 管理者が判断する上での医療事故調査・支援センター又は支援団体へ相談が可能

※2 「医療事故調査・支援センター」

支援団体等連絡協議会運営事業

令和4年度予算額（令和3年度予算額）：65,000千円（89,375千円）

<支援団体等連絡協議会の設置根拠>

医療法施行規則第1条の10の5第1項に基づき設置。（医療事故調査等支援団体が参画）

<支援団体等連絡協議会の目的>

- 医療事故調査を行うために必要な支援（※）を行う支援団体間の情報共有を図る
- 病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑実施のための研修を行う
- 病院等の管理者に対して支援団体を紹介する

（※）必要な支援とは

- ①医療事故の判断に関する相談 ②調査手法に関する相談、助言（医療事故に関する情報の収集・整理） ③院内事故調査委員会の設置・運営に関する支援（委員会の開催など） ④解剖、死亡時画像診断に関する支援（施設・設備等の提供を含む） ⑤院内調査に必要な専門家の派遣

<事業内容>

- 支援団体等連絡協議会（地方協議会）の運営
- 支援団体等連絡協議会（中央協議会）の運営
- 研修の実施
- 事務局業務（支援団体紹介業務）
- 上記に付随する業務で、必要と判断したもの

<事業実施主体>

公益社団法人日本医師会（平成29年度～）へ運営費補助

- 支援団体連絡協議会を中央組織として1カ所、地方組織として都道府県毎に設置
- 協議会の中では判断に苦慮する事案などを共有、標準的な取扱いについて意見交換する
- 中央には医療事故調査・支援センターも参加

地方

意見交換



中央

意見交換



医療事故調査制度の運用の改善を図り、医療安全の確保に資することを目的とする。

医療安全対策加算

A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）

1 医療安全対策加算 1 85点

2 医療安全対策加算 2 30点

注 1 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

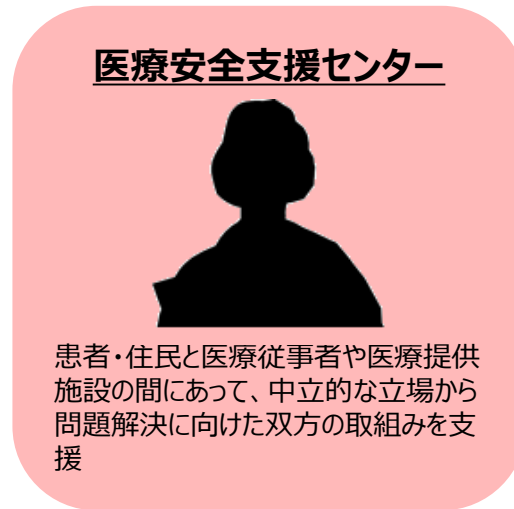
2 医療安全対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（特定機能病院を除く。）に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 医療安全対策地域連携加算 1 50点

ロ 医療安全対策地域連携加算 2 20点

医療安全支援センターによる 患者等と医療機関の信頼関係構築のための支援

令和4年度予算額（令和3年度予算額）：23,192千円（23,192千円）

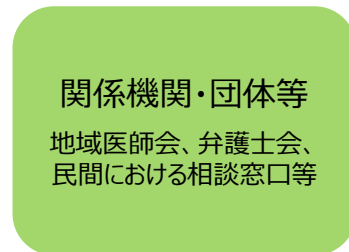


医療に関する
苦情・相談

助言
情報提供

情報提供
連絡調整
助言・研修

連携



医療安全支援センター 総合支援事業

支援
・
情報提供

- ・医療安全支援センター相談員等に対する研修の実施
- ・全国医療安全支援センター協議会の開催
- ・教訓的事例等に関する情報提供
- ・全国の医療安全支援センターの現状調査等

等



※病院等の管理者は、センターからの助言に対し、適切な措置を講じるよう努めなければならない（医療法施行規則第1条の13）

院内感染対策講習会事業

令和4年度当初予算額（令和3年度予算額）：1,510万円（2,652万円）

事業の目的

院内感染対策に関して、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者と行政担当者へ伝達することで、地域全体の院内感染対策の質の向上を図る。

事業の概要

講習会①、③をeラーニングシステムを用いて実施する。（講習会②、④についてはHP上で講義動画・資料を公開する。）

① 地域において指導的立場を担うことが期待される病院等に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師を対象

- (1) デバイス関連感染防止対策とサーベイランス (2) 手術部位感染防止対策とサーベイランス
- (3) 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの感染対策とワクチンプログラム
- (4) 洗浄・消毒・滅菌 (5) 院内感染関連微生物とその検査法及び国内外の疫学
- (6) 薬剤耐性菌によるアウトブレイク：対応の実際と予防
- (7) 院内感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等（特に保健所）との連携
- (8) 院内感染対策における中核的医療機関の役割と地域連携 (9) 院内感染法令
- (10) 抗菌薬適正使用支援チームの活動 (11) AMR対策アクションプラン

② 院内感染対策等の業務を実施する行政機関（特に保健所）の担当者を対象

- (1) 平時からの医療機関との連携体制の構築
- (2) 医療機関における新興感染症等患者の受入やアウトブレイクの発生時に必要な支援
- (3) 保健所に求められるAMR対策における医療機関への支援

③ 地域の医療連携体制が求められる病院、診療所（有床、無床）、助産所等に勤務する者を対象

- (1) 標準予防策と経路別予防策 (2) 院内感染サーベイランス（デバイス関連感染・症候群）
- (3) 洗浄・消毒・滅菌 (4) 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの感染対策とワクチンプログラム
- (5) 血液体液曝露対策とワクチンプログラム (6) 院内感染関連微生物とその検査法
- (7) インフルエンザやノロウイルス感染症等のアウトブレイク対策
- (8) 院内感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等（特に保健所）との連携
- (9) 院内感染法令 (10) 抗菌薬適正使用とAMR対策アクションプラン

④ 新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会

対象：医療機関に勤務する医療従事者

- (1) 臨床像、画像、経過
- (2) 環境整備・個人防護具の適正使用、環境消毒、発熱外来/専用病床、非Covid病床/病院における感染対策、家族等の面会実施とその方法、院内感染発生時の初期対応、行政・保健所との連携
自宅療養に向けた生活指導、新型コロナワクチン

運営方法

- ・ 講義資料等制作事業と、eラーニングシステム運営事業に分けて2つの事業として実施
- ・ eラーニングシステムには受講者の登録・講義資料の配信・視聴確認・確認テストの運営と修了証の発行・質疑応答システムの運営を含む。
- ・ 受講者からの質疑に講義資料作成事業の各講師が対応し、質疑応答集を整理したのちシステム上で公表する。

(1) 案件名等

2022年度医療機関行政情報システム予算

令和4年度予算額 0.1億円 (令和3年度当初予算額 0.1億円)

(2) 要求概要

- 医療法第25条第1項の規定に基づく医療機関（病院・診療所）の立入検査については、毎年度、地方自治体（都道府県、指定都市、保健所が設置されている市、東京23区）が実施している。

厚労省においては、医療法第25条第1項の立入検査の実施を通して、地域における適切かつ効率的な医療の提供体制を整備し、医療の質の向上を図る必要があることから、地方自治体の実施した当該立入検査の結果について、翌年度に報告を受け、集計・編集・分析を行い、全国の医療機関の状況を把握し検査結果を公表するほか、医療関係法令の改正等の参考資料として活用しているところである。

このため、地方自治体からの報告に当たり、立入検査結果の報告データの集積システムを構築することにより、医療機関が医療関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について、迅速かつ正確に報告や分析を行うことに資するシステムの整備及び運用に関する費用を要求するものである。

(1) システム改修（外部委託）

- ① 制度改正にともなうシステム改修
- ② 機能改善のための改修等（地方自治体報告に係る機能改善を予定）に係る経費（0.05億円）

(2) システム運営（外部委託）

- ① 地方自治体の報告作成に当たり、システムの操作方法等の照会等に対するサポート
- ② 厚労省における報告内容の集計・分析等に対するバックアップのほか、厚労省からの依頼によるデータ抽出等
- ③ 保健所が新設・分割・合併された場合のシステム対応（新設等の翌年度）に係る経費（0.06億円）

(3) 業務イメージ

